財団法人中華民国証券グレタイ売買センター

推薦証券会社による指導対象会社基本資料申告作業細則

一、推薦証券会社に指導対象会社の関連基本資料を確実に申告させるために、本作業細則を定める。

二、推薦証券会社と指導対象会社が「グレタイ売買市場への株式上場指導契約」を締結する時には、当日に「指導対象会社基本資料」(添付一)をインターネットにより申告し、資料が変動した場合においても事実が発生した日に基本資料を更新しなければならない。

三、推薦証券会社と指導対象会社が指導契約を一時中止又は解除した場合、当日に、一時中止又は解除した原因について、インターネット方式により基本資料の関連資料を更新しなければならない。

四、推薦証券会社が指導対象会社の財務業務に重大な異常があることを発見した場合は、重大な異常及び当該会社の財務業務への影響について、異常が解消されるまでインターネットにより基本資料を更新しなければならない。

五、指導対象会社が外国発行者であり、かつ興櫃市場で上場していない者である場合、推薦証券会社は指導計画を申告し、また、毎月末までにインターネットにより当センターへ指導対象会社の前月度の「グレタイ売買市場上場指導検査表」（添付二）を申告する。前条に述べたような財務業務に係る重大な異常があった場合、「グレタイ売買市場上場指導検査表」を申告する時に、その後の把握状況及び処理方式を説明しなければならない。指導対象会社のグレタイ売買市場上場申請前三ヶ月から、推薦証券会社は当センターの「証券業者営業所興櫃株式売買審査準則」第14条第2項の規定に従い、「グレタイ売買市場上場指導検査表」の代わりに、詳細の「財務業務重大事件検査表」を書面にて申告しなければならない。

六、推薦証券会社は本作業細則を確実に実施し、所定時間通りに申告する。関連資料に誤り、脱落、虚偽不実があったものは、推薦証券会社が責任を負う。上記の不備があることを当センターが発見した場合は、推薦証券会社に改善するよう要請する。個別案件の実際状況に応じて、書面により改善するよう通知することもある。また。当センターの「推薦証券会社の評価報告書又は関連資料不備処理細則」により取扱う。

七、本作業細則は主務機関に届出て承認を受けた上で施行する。改定時も同様である。作業細則に規定される添付資料の追加及び削除又は修正については、当センターの総経理の承認を受けた後に行われる。